

第 6 条 （報酬の返還）

- ① 入社後1ヶ月以内に退職した場合、乙が受領をした報酬の 50%を返還する。
- ② 入社後1ヶ月を超え、かつ2ヶ月以内に退職した場合、乙が受領した報酬の30%を返還する。
- ③ 入社後2ヶ月を超え、かつ3ヶ月以内に退職した場合、乙が受領した報酬の 10%を返還する。